

令和4年度 区民施設・行政施設監査の結果について

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和4年度区民施設・行政施設監査結果を下記のとおり公表する。

令和5年1月23日

東京都北区監査委員 石井 稔
同 佐藤 明 充
同 渡辺 かつひろ
同 佐藤 ありつね

記

1 監査日時、監査対象

監査日時		監査対象
12月6日 (火)	9:30	1班 スペースゆう
		2班 飛鳥山博物館
12月8日 (木)	9:30	1班 児童発達支援センター
		2班 赤羽西図書館
12月9日 (金)	9:30	1班 セレモニーホール
		2班 豊島北コミュニティアリーナ
12月12日 (月)	9:30	1班 滝野川東地域振興室 滝野川東ふれあい館
		2班 赤羽西地域振興室
12月14日 (水)	9:30	1班 浮間地域振興室 浮間ふれあい館
		2班 堀船地域振興室 堀船ふれあい館

2 監査事項及び範囲

令和3年度及び令和4年度の監査実施までの期間における財務に関する事務の執行及び施設の管理状況について監査した。

3 監査の主な着眼点

- (1) 施設は安全性を考慮して管理運営されているか。また、災害対策や防犯対策は万全か。
- (2) 施設の管理運営は、施設の設置目的に合致して行われているか。また、利用者の利便性を考慮したものとなっているか。
- (3) 施設の管理業務は、適切かつ効率的に行われているか。
- (4) 現金等の出納保管は適正になされているか。

4 監査結果

区民施設・行政施設の財務に関する事務の執行及び施設の管理については、概ね適正に行われていると認められた。

なお、監査報告書に記載するに至らない軽易な事項については、口頭により注意したので、速やかに対応されたい。